

ID: 170

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	聖籠町観音の湯ざぶーん館条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年 条例第18号		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し等)</p> <p>第八条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日